

大阪地裁総第87号

令和7年2月3日

宮部 龍彦 様

大阪地方裁判所長



保有個人情報不開示通知書

令和6年11月8日付け（同月12日受付）で申出のありました保有個人情報の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした保有個人情報の名称等

令和5年(ヨ)第768号ウェブサイト削除等命令申立事件の令和5年12月4日の審尋の警備に係る行政文書（理由、指示、計画、予算、人員等）で開示が可能な部分

2 開示しないこととした理由

1の情報を記録した司法行政文書の存否を答えることは、裁判所の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報（個人情報の保護に関する法律第78条第1項第7号に相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課 電話06(6363)1281(内線4122)